

生活サポートセンターの成年後見事業です

相談



- ・判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- ・成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えます。
- ・相談の内容により、必要な関係機関と連携し、相談者が安心して生活できるよう支援します。

普及啓発



- ・住民の皆様へ成年後見制度の理解を深めていただくため講演会を開催します。
- ・地域の福祉活動をされる方や福祉サービス関係機関に対し、研修会を開催します。
- ・「生活サポートセンター」の役割や「成年後見制度」を知っていただくためのパンフレットを作成し、広く周知します。

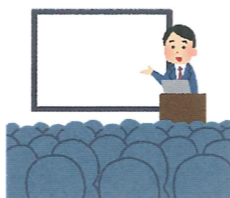
手続き支援



- ・成年後見制度の利用が必要な方や、そのご家族が制度を利用しやすくするため、関係機関と連携を図りながら解決に向けて支援します。



市民後見人養成



- ・判断能力の低下した方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の養成を行います。
- ※市民後見人とは、親族や専門職以外の市民による後見人です。権利擁護と地域福祉の新しい担い手としてその活躍が期待されています。

お問合せ

社会福祉法人 網走市社会福祉協議会
網走市生活サポートセンター“らいと”

TEL 0152-67-6555

〒093-0061 網走市北11条東1丁目10番地
網走市総合福祉センター内

時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00
祝日・年末年始（12月29日～1月3日を除く）
FAX：0152-67-7163



網走市生活サポートセンター“らいと” 成年後見相談支援事業

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように、成年後見制度の相談や利用のお手伝いをします。



***** お気軽にご相談ください *****

財産に関すること

- ・物忘れがあり、自分でお金の管理が不安。
- ・悪徳商法の被害を頻繁に受けている。
- ・年金が自分のために使われていない。

契約に関すること

- ・福祉サービスを受けたいが自分で契約ができない。
- ・施設の入所を考えているが、一人で決めることが不安。

将来に関すること

- ・自分に何かあったとき、障がいを持つ子供の生活が不安。
- ・身寄りがないので、今後が不安。

制度の利用に関すること

- ・成年後見制度を利用したいが、手続きが難しそう。
- ・成年後見制度についてもっと詳しく知りたい。

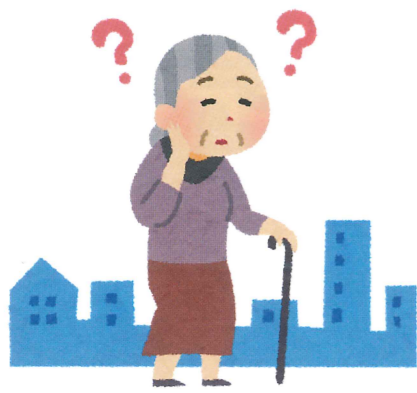
TEL 0152-67-6555

月曜～金曜 午前9時～午後5時

（祝日及び年末年始 12月29日～1月3日を除く）

社会福祉法人 網走市社会福祉協議会

こんなときには この制度を！



判断能力が常に欠けている
物忘れがひどくなって家族の区別もつかない。

判断能力が著しく不十分
物忘れが多くなって、重要な契約が自分ひとりではできない。

能力が不十分
物忘れがひどくなって家族の区別もつかない。
ほとんどのことは自分でできるが、誰かの手助けがあると安心。

判断能力が十分でない
公共料金等の支払い忘れがあり、日常生活に不安がある。

判断能力が十分にある
これからのことが不安。将来支援してくれる人を今のうちに決めたい。

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

はい

はい

はい

はい

はい

成年後見制度【後見類型】
の利用をおすすめします。

成年後見制度【保佐類型】
の利用をおすすめします。

成年後見制度【補助類型】
の利用をおすすめします。

日常生活自立支援事業
の利用をおすすめします。

任意後見制度
の利用をおすすめします。

後見人

保佐人

補助人

専門員・生活支援員

任意後見人

- ・日用品の購入等の行為以外は全て取り消すことができます。
- ・本人に代わって全ての財産管理や契約等を行います。

- ・法律で定められた重要な行為を本人が行った場合に取り消すことができます。
- ・家庭裁判所が定めた範囲で本人に代わって契約を行います。

- ・家庭裁判所が定めた範囲で、本人に代わって契約したり、本人が行った行為を取り消すことができます。

- ・専門員が困っていることの相談に応じます。
- ・生活支援員が訪問して生活費を届けたり、必要な支払いをお手伝いします。

- ・あらかじめ本人が決めた財産管理や生活についての「してほしい」ことに関する法律行為を行います。
- ・*任意後見監督人がチェックします。

法定後見制度（成年後見制度）

日常生活自立支援事業

任意後見制度

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の財産や権利を守るための制度です。

成年後見人等が、本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活を送れるようにお手伝いします。

■法定後見制度

本人や家族等が家庭裁判所に申し立てをして後見人等が選任されます。判断能力によって次の3つに分けられます。

後見

常に判断能力を欠いており日常の買い物も一人ではむずかしい

保佐

判断能力は著しく不十分、日常の買い物はできるが、重要な財産管理・処分等は難しい

補助

判断能力が不十分で、重要な財産管理等を一人で行うことが不安な方

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるように、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

■援助内容

- ①福祉サービスの利用援助（基本事業）
福祉サービスの利用に関する情報提供や利用手続きのお手伝い
- ②日常的金銭管理
公共料金の支払い手続き、預貯金からの生活費の払い出しなど
- ③書類等の預かりサービス
定期預金通帳や年金証書など、なくしては困る大切な書類の預かり。（保管は金融機関の貸金庫を利用します）

任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。